

愛称掲出工事について

1 承認工事申請について

(1) 承認工事申請とは

歩道橋に愛称を掲出する際には、道路管理者である千葉県に対して道路法第 24 条に基づいて「道路工事施行承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。また、それとは別に所轄の警察署に道路交通法第 77 条第 1 項に基づいて道路使用許可申請を行い、許可を得る必要があります。(詳しくは所轄の警察署にご相談ください。)

(2) 申請先

県の出先機関である葛南土木事務所に提出します。

(3) 申請者

実際に工事をする施工業者が申請者になります。ネーミングライツスポンサー(以下「スポンサー」という。)ではありません。

(4) 申請の時期

県から優先交渉権者の決定の通知があれば、契約締結前でも申請可能です。ただし、工事の施工日は愛称使用開始日以降としてください。

(5) 手続きに必要な期間

申請から承認まで 4 週間程度かかります。書類の不備があればさらに期間が長くなってしまいます。申請書類準備にも時間がかかると思われるので、施工業者の方は早めに葛南土木事務所にお越しいただき、担当者と事前に相談するようにしてください。

(6) 必要書類

「道路工事施行承認申請書」の添付書類として、位置図、平面図、構造等の詳細図、仕様書、工事箇所の写真等が必要になります。歩道橋の図面等は葛南土木事務所維持課の担当者に相談の上、入手してください。

また、申請書の様式は葛南土木事務所のホームページからダウンロードできます。

(7) 問合せ先

葛南土木事務所 千葉県船橋市浜町 2-5-1

管理課 047-433-2422

維持課 047-433-2426

2 工事の施工について

県で業者の指定は行っておりません。県から特定の業者を紹介することもできません。お手数ですが、スポンサー自身で看板業者、土木業者、塗装業者等と直接契約してください。

施工業者は屋外広告業の登録が必要となりますので、市川市、浦安市内の歩道橋については千葉県の屋外広告業登録、船橋市内の歩道橋については船橋市の屋外広告業登録のある業者に工事を依頼してください。

スポンサーと施工業者との間のトラブルについて、県は責任を負いません。